

大 槌 商 工 会

令和 4 年度会報 No.1

上閉伊郡大槌町新町 38-1
TEL:0193-42-2536
FAX:0193-42-3424
www.shokokai.com/otsuchi/

発行日:令和 4 年 4 月7日

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応

助成金（従業員に有給を取得させた事業主向け）

支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について

厚生労働省

【 範 囲 および 定 義 】

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・小学校等が臨時休業した場合
- ・自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合

保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

ただし、以下の場合は対象となります。

- ・学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合
- ・学年・学級単位の休業、オンライン授業、分散登校

-----対象日-----

学校 →授業日 ※日曜や冬休みなどは対象外

（冬休み期間が延長された場合、新たに冬休みとなった期間は対象）

その他の施設（放課後児童クラブ等）

→本来施設が利用可能な日

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要のある子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- ・医療的ケアが日常的に必要な子ども、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども
- ・学校長が出席を停止、または出席をしなくてもよいと認めた子ども

-----対象日-----

授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

「小学校等」

- ・小学校、義務教育の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する）、特別支援学校（すべての部）

★障がいのある子どもは、中学校、義務教育の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する）等も含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障がいのある児童の通所支援を行う施設等

「保護者」

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者
- ・上記の他、子どもの世話を一時的に補助する親族



詳細は次ページへ

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (従業員に有給を取得させた事業主向け)

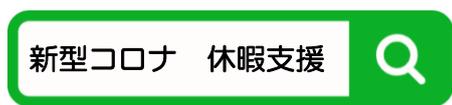
【対象】 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや、小学校等を休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇(賃金全額支給/年次有給休暇を除く)を取得させた事業主。

【内容】 有給休暇として支払った賃金の10/10を助成(上限あり)

休暇取得期間	日額上限助成額
令和4年1月1日から3月31日まで	令和4年1~2月 11,000円 3月 9,000円
申請期限	申請先
令和4年5月31日(火) 必着 ※労働者から相談を受けた労働局の働きかけや助言によって申請を行う場合は、6/30まで期限の延長が認められる場合があります	所在する都道府県の労働局 雇用環境・均等部(室) 配達記録が残る郵便で/宅配便不可

- 【範囲】**
- 半日・時間単位の休暇も対象になります。
※勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であるため対象外
 - 休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する場合は対象となります。
 - 年次有給休暇や欠勤、勤務を短縮した時間を、事後的に特別休暇に振り替えた場合も対象になります。
※労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。
 - 労働者に対して支払う賃金の額=年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額
※助成金の上限額を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

- 【必要書類】**
- 1 支給申請書(様式第1号①)
 - 2 支給申請書(様式第1号②)
 - 3 有給休暇取得確認書(様式第2号)
 - 4 有給休暇を取得したことが確認できる書類
例: 休暇申出書、休暇取得が分かる出勤簿、タイムカード、休暇簿の写し など
 - 5 年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われたことが確認できる書類
例: 賃金台帳、給与明細の写し など
 - 6 通常の賃金が確認できる書類
例: 賃金台帳、労働条件通知書 など



様式は厚生労働省のHPからダウンロード下さい

問い合わせ先

小学校休業等対応助成金コールセンター ☎ 0120-603-999

(受付時間 9:00~21:00 ※土日祝日含む)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

【対象】 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや、小学校等を休む必要がある子どもの世話をを行うため、**契約した仕事**ができなくなった個人で働く保護者。

【内容】 契約した仕事ができなかった日の一日あたり定額を支援

仕事ができなくなった期間	日額支援額	申請期限	申請先
R4. 1/1~3/31	R4. 1~2月 5,500円 3月 4,500円	R4.5/31(火) 必着	〒137-8691 新東京郵便局私書箱 132号 学校等休業助成金・支援金受付センター 配達記録が残る郵便で/宅配便不可

【条件】 (1) **保護者**であること

(2) 以下の**子どもの世話を**行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

(3) 小学校等の**臨時休業等の前に**、以下の**業務委託契約等を締結している**こと

- 「業務委託契約等」とは、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のこととする。
- 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと。
- 臨時休業等の開始日より前に、契約等を締結していること。
- 業務の態様、場所、日時などについて、発注者から一定の指示を受けていること。
- 業務に要する日または時間等を前提とした報酬となっていること。

(4) 小学校等の臨時休業等で子どもの世話をを行うために、**業務委託契約等に基づいた日時に仕事ができなくなった**こと

臨時休業 個人委託



【必要書類】 1 別添様式第1号

様式は厚生労働省のHPからダウンロード下さい

2 子どもが同居する世帯全員を記載した住民票記載事項証明書(原本)

3 ・ 小学校等の臨時休業等が講じられた日や期間が分かる書類

例：学校だより、小学校等のホームページやメール、連絡帳、市町村の広報誌 など

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要のある子どもを世話した場合は、小学校等が登校しないことを認めたことが分かる書類

例：小学校等からのメール、連絡帳、医師の診断書や薬の領収書、申立書 など

4 以下の内容が記載された業務委託契約書等

◇契約締結日 ◇発注者名 ◇申請者名 ◇業務内容 ◇就業場所 ◇就業日または期間 ◇報酬

5 支援を受け取るための通帳のコピー(本人名義)

問い合わせ先

小学校休業等対応助成金コールセンター ☎ 0120-603-999

(受付時間 9:00~21:00 ※土日祝日含む)

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

対象

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少している中小法人、個人事業主
- ② 2021年11月～2022年3月の1か月(A)の売上が、2018年～2021年の同じ月(B)と比べて、3割以上減少している

給付額

「(B)を含む期間の売上合計」 - 「(A)の売上×5か月」 = 給付額 ※上限あり

基準期間

2018年11月～2019年3月
2019年11月～2020年3月
2020年11月～2021年3月
のいずれか

給付上限

売上減少率	個人	法人 (B)を含む年度の年間売上		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

誤って申請することがないように、ご確認ください。新型コロナウイルス感染症の影響とは？

以下のいずれかの影響で売上が減少している

裏付けとなる書類の追加提出を求められる場合があります

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの



② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少



⑥ 顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと



⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



○ 給付対象です

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく売上が減少している



実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

× 給付対象になりません



すべて電子申請です

事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>



お手持ちのパソコンかスマートフォンで申請ください

一時支援金・月次支援金を
受給した事業者

仮
登
録

- 1 **事業復活支援金** ホームページの **仮登録(申請 ID) 発番する** に『メールアドレス』と『電話番号』を入力し、仮登録する。
- 2 入力したメールアドレスに届いたメールの URL から『ID(英数6文字以上)』と『パスワード(英数8文字以上)』を入力する。**※IDとパスワードは必ずメモを!**
- 3 “C”から始まる申請番号(事前確認用)が発番される。

事
前
確
認

【事前確認】は登録確認機関により以下のことを確認する作業です。

- ① 事業を実施しているか
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか
- ③ 給付対象など正しく理解しているか

～大槌商工会は登録確認機関です～

商工会以外の登録確認機関でも【事前確認】ができます。
登録確認機関は**事業復活支援金**のホームページで検索できます。

大槌商工会に1年以上加入し、今後も加入を継続する事業者が大槌商工会で【事前確認】を希望する場合

上記①を省略することができます。

必要書類

宣誓・同意書

(**事業復活支援金** ホームページからダウンロード)

必要書類

本人確認ができるもの

(法人のみ) 履歴事項全部証明書

基準期間を含む全ての確定申告書
※税務署の收受印または受信番号のあるもの。
または別途受信通知書、納税証明書が必要。

H30年(2018年)11月以降の売上台帳、請求書、領収書など

H30年(2018年)11月以降の事業取引が記録された通帳

代表者がサインした宣誓・同意書
(**事業復活支援金** ホームページからダウンロード)

法人代表者より委任された方が【事前確認】を行う際は委任状

事前確認は必ず予約しましょう

申
請

事業復活支援金 のホームページの **マイページ** に『ID』と『パスワード』を入力し、申請を開始 (基本申請を選択)

事業復活支援金 のホームページの **マイページ** に『ID』と『パスワード』を入力し、申請を開始 (簡単申請を選択)

問い合わせ先
事業復活支援金事務局コールセンター ☎0120-789-140
(受付時間 8:30~19:00 ※土日祝日含む)

経営相談窓口の設置について

大槌商工会では、国の制度を活用し、岩手県下商工会では唯一、週2回中小企業診断士による「経営相談」を実施しています。事業戦略のような中長期的な計画だけでなく、短期的な経営改善方法まで多岐にわたる支援が可能です。

支援事例紹介		
ウェブサイトやネットショップを作りたい!⇒補助金を使わず、費用をかけずに自社でできるようにアドバイス	ウェブサイトへのアクセスを増やしたい⇒サイトのブラッシュアップとウェブ広告の出し方をアドバイス	資金繰りを見てほしい⇒決算書や試算表をベースに経費削減を支援
銀行からお金を貸さないといわれた…⇒リスクを支援しながら企業再生を行う制度を活用	お店の売り上げが落ち込んでいる⇒費用を抑えた販促方法や新たな販売方法をアドバイス	新しいサービスを思いついた!⇒内容を事業者と一緒に検討して、持続化補助金の申請を支援
こういうものを作りたいんだけど⇒各種補助金を説明しながら、補助金を使わないパターンでもできることを紹介。	店舗を建てたい!⇒事業者と経営指導員と共に事業再構築補助金に挑戦	IT導入補助金に落ちてしまった⇒計画内容をブラッシュアップ
実施日:原則毎週月曜日と水曜日(一部出勤調整があります)		
相談に対応している人:秋田昌彦氏		
利用方法:予約優先ですのでもまずは商工会にご連絡ください。		

設備投資等に使える補助金について

経営相談窓口と共に各種補助金の相談をお受けしています。

持続化補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者が対象 ・自社の強みを活かして、市場のニーズに対応した取組みが補助対象 ・店舗の改装、機械装置の購入など幅広く使える 	補助上限額 50~200万円 補助率 2/3~3/4 賃金引上げ、インボイス対応など特別枠有り
IT導入補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、小規模事業者が対象 ・ITツールを活用した生産性向上の取組が補助対象 ・今年度は会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトとPC等のハードウェア導入も補助対象 	通常枠 補助上限額 30~450万円 デジタル化基盤導入類型 補助上限額 5万円~350万円 補助率 1/2~3/4
事業再構築補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅企業、中小企業、小規模事業者が対象 ・ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築の取組を支援 ・建物費(一部対象外)、機械装置、広告宣伝費が補助対象 	補助上限額 100万円~1.5億円 補助率 1/3~3/4 ※従業員、申請類型等によって補助上限と補助率が変わる
事業承継・引継ぎ補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、小規模事業者が対象 ・事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等の取組の補助 ・事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助 	補助上限額 150~600万円 補助率 1/2~2/3
ものづくり補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、小規模事業者が対象 ・革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資が補助対象 ・機械装置・システム構築とそれに関わる費用等 	補助上限額 750~2,000万円 補助率 1/2~2/3 ※申請類型と従業員規模によって補助上限と補助率が変わる

経営発達支援計画の認定について

大槌商工会では地域の小規模事業者をどのように支援していくかを計画書にあらわした「経営発達支援計画」を策定し、それに基づき事業者支援を行っています。

昨年度より大槌町と共同で新たな計画を策定、経済産業省に提出し、先月3月18日に令和4年4月1日から令和9年3月31日までの計画について経済産業省より認定を受けましたので、その内容をお知らせします。

経営発達支援計画が目指すもの

- ・ポスト復興を見据え、魅力あるサービス、商品、そして企業が生まれる地域を目指します。
- ・中堅、若手経営者が自由な発想で事業に積極的に取り組める環境作りを目指します。
- ・地域の魅力や企業の魅力を磨き上げていくこと、同時に創業者や後継者を育成していくことで、円滑な事業承継を目指します。
- ・SNS や会計ソフト、POS レジなどの導入を切り口に DX (デジタルトランスフォーメーション) に対応できる事業者を増やしていきます。
- ・交流人口拡大の目指し、町や観光交流協会と連携して観光業を支援していきます。

具体的な事業 (予定)



事業計画の策定支援

従来同様に経済動向や経営分析を踏まえた事業計画策定支援とフォローアップを行っています。また、新たに実施する地域のニーズ調査により正確な外部環境分析を行います。



町と連携した創業・後継者育成塾の実施

事業と計画の磨き上げを行う創業・後継者育成塾を実施していきます。これを通して魅力ある企業と人材の育成を行い、円滑な事業承継へとつなげていきます。



事業者連携による商品等開発の仕組み構築

地域の小規模事業者がお互いの強みを活かして、魅力ある商品、サービスを開発、展開する仕組みを構築していきます。また、インターネット市場調査を実施し、マーケティングの支援を行います。



SNS を活用した売上アップの仕組みの構築

地域内で活用が進んでいる SNS の情報量を活かして、地域全体の情報発信ができないか検討していきます。また、SNS からネットショップやテイクアウト等への誘導を支援していきます。



第3弾!がんばっPay大槌!
最大20%戻ってくるから使っPayキャンペーン

対象店舗でPayPayでお支払いすると*

第3弾

PayPayポイント



最大

20%

対象店舗は
大槌商工会のホームページで
随時更新

戻ってくる



付与上限

4,000ポイント / 回、40,000ポイント / 期間

簡単1分!

PayPayアプリの
ダウンロードはこちら



第3弾

キャンペーン期間:2022年 4月1日 ▶ 6月30日まで

*本キャンペーンは早期に終了することがあります

新規会員紹介

上田 由美さん
(農業)大槌町金沢

特別会員

藤原 千尋さん
(農業)大槌町小鋸

特別会員

S.T工房
(建築業)釜石市
佐々木 隆寛さん

特別会員

R4.3.30 現在